HiJoJo Partners 株式会社

定　　款

第 1 章　　総　　則

第 1 条（商号）

当会社は、HiJoJo Partners 株式会社と称し、英文では HiJoJo Partners Inc.と表記する。

第 2 条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業（金融商品取引法第 29 条の 4 の 4 第 8 項に定める非上場有価証券特例仲介等業務に限る）
2. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
3. 金融商品取引法に基づく電子募集取扱業務
4. 金融商品取引法に基づく投資運用業
5. 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業
6. 有価証券の私募の取扱い
7. 各種金融商品の企画、開発、運用、投資、売買及び保有
8. 株式、債券等への投資に関する業務
9. 金融業及び有価証券の売買、ベンチャーキャピタルへの投資
10. 国内外投資先の斡旋及び仲介業務
11. 経営、金融、IT に関するコンサルティング
12. ソフトウェアサービスの開発及び販売
13. 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託
14. 前各号に関する事業を営む会社（外国会社の場合当該外国の法令に基づく事業を含む。）の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配又は管理
15. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第 3 条（本店所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第 4 条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 5 条（機関構成）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 2 章　株　式

第 6 条（発行可能株式の総数）

当会社の発行可能株式の総数は、180,000,000 株とする。

第 7 条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度における定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。
2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 11 条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

第 12 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株 主 総 会

第 13 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

第 14 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

1. 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章　取 締 役 及 び 取 締 役 会

第 18 条（取締役の数）

当会社の取締役は、8 名以内とする。

第 19 条（取締役の選任）

1. 取締役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第 20 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役 1 名以上を選定する。
2. 取締役会はその決議によって、取締役の中から会長、共同社長、社長、副社長その他役付取締役を選定することができる。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第 22 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 23 条（取締役の責任の一部免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関

する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 24 条（取締役会の招集）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 25 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。
2. 代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が招集し、議長となる。

第 26 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

第 27 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第 5 章　監 査 役 及 び 監 査 役 会

第 29 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 30 条（監査役の選任）

1. 監査役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 31 条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株

主総会終結の時を超えることができないものとする。

第 32 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 33 条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 34 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 35 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

第 36 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 37 条（監査役の責任の一部免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条の規定により、監査役との間に、同法第 423 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章　会 計 監 査 人

第 38 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 39 条（会計監査人の任期）

1．会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 40 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　計　算

第 41 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 43 条（剰余金の配当の基準日）

１．当会社の期末配当金の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

３．前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 44 条（配当金の除斥期間）

１．配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

２．未払の配当金には利息を付けない。

第 8 章　附 則

第 45 条（目的変更の効力発生日）

１．第 2 条（目的）第 5 号（金融商品取引法に基づく投資助言・代理業）は、当会社の登録している業務の種別につき、金融商品取引法第 31 条第 4 項に従い投資助言・代理業廃止の変更登録が完了した日から削除するものとする。

2. 前項の効力発生日より第 2 条（目的）第 5 号を削除し、同条 6 号以下の号数を順次繰り上げる。

3. 本条は第 1 項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

第 46 条（株主名簿管理人の効力発生日）

１．2026 年 6 月 30 日の臨時株主総会の決議による第 11 条（株主名簿管理人）の新設は、2026 年 7 月 1 日から効力を生ずるものとする。

２．本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

第 47 条（電子提供措置等の効力発生日）

１．2026 年 6 月 30 日の臨時株主総会の決議による第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

２．本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

以上、HiJoJo Partners 株式会社の定款に相違ありません。

東京都港区西新橋一丁目 7 番 2 号
HiJoJo Partners 株式会社
代表取締役　メンザス・スピリドン

改訂履歴

2018 年 1 月 1 日	第 1 条変更	商号（英文表記）変更
2018 年 8 月 1 日	第 3 条変更	本店所在地変更
2019 年 6 月 12 日	第 2 条変更	事業の目的追加
	第 5 条・第 7 条・第 4 章変更、第 5 章追加	会社の機関変更（取締役会設置会社・監査役設置会社）
	第 6 条変更、第 7 章～第 9 章追加	新たな種類の株式の発行
	旧第 6 章削除	設立時記載事項削除
2020 年 1 月 6 日	第 6 条、第 14 条（枝番）変更	A 種優先株式の発行
2020 年 3 月 27 日	第 6 条、第 14 条（枝番）変更	AA 種普通株式の削除
2020 年 8 月 1 日	第 3 条変更	本店所在地変更
2022 年 7 月 4 日	第 2 条	事業の目的削除
	第 6 条、第 14 条（枝番）、第 15 条、第 32 条変更	B 種優先株式の発行等
2024 年 11 月 6 日	第 16 条、第 22 条、第 27 条	複数名の代表取締役及び共同社長に関する変更
2025 年 12 月 3 日	第 5 条、第 6 条、第 14 条（枝番）、第 5 章（第 33 条～第 38 条追加）変更	B 1 種優先株式の発行及び監査役会設置に伴う変更
2026 年 6 月 30 日	上場準備に伴う改訂等	以下の内容を変更 ・事業の目的に、第一種金融商品取引業（特例仲介業）及び子会社支配・管理に係る内容を追加 ・優先株式の削除、普通株式への一本化 ・譲渡制限の撤廃 ・発行可能株式総数の引き上げ ・自己株式取得規定新設 ・単元株の導入 ・株主名簿管理人の設置

・株主総会の招集に係る電子提供措置
・取締役、監査役の選任に係る事項の変更
・取締役の任期変更
・会計監査人設置会社への移行